

## 立命館大学アントレネスト+R 利用規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、立命館大学アントレネスト+R 運営規程第11条にもとづき、立命館大学アントレネスト+R (以下「当該施設」という。)の利用者 (以下「利用者」という。)が遵守すべき事項について定める。

### (基本事項)

第2条 利用者は、他の利用者と良好な関係を確保し、関連法令、本大学の規程および各種手続き等を遵守しなければならない。

### (利用期間)

第3条 利用者は、1年を超えて当該施設を利用することはできない。

- 2 利用者は、本大学の書面による承諾がない限り、この規則に従い、利用期間満了までに当該施設への搬入物を撤去しなければならない。
- 3 利用期間満了後の利用者による入室は、これを認めない。

### (管理上の遵守事項)

第4条 利用者は、法令に定めるもののほか、次の管理上の規定を遵守しなければならない。

- (1) 本大学の施設で遵守を義務付けられる全ての安全管理上の規定
- (2) 立命館大学 BKC インキュベーターで遵守を義務付けられる全ての管理上の規定
- 2 前項に定める規定のほか、本大学または独立行政法人中小企業基盤整備機構 (以下「中小機構」という。)が当該施設の安全および管理のために行う指示に従わなければならない。

### (禁止行為)

第5条 利用者は、当該施設の利用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者以外の第三者に事業等を行わせ、または利用者以外の氏名もしくは名称を表示すること。
- (2) 居住の用に供すること。
- (3) 他に危険または迷惑を及ぼす行為、その他立命館大学 BKC インキュベーターの維持、保全を害すること。
- (4) 工作物または構築物を設置または構築すること。

- (5) 火薬その他の危険物の製造、持込みまたは保管を行うこと。
- (6) 近隣に迷惑をかけるおそれのある悪臭を放つ物品等の製造または保管を行うこと。
- (7) 近隣に迷惑をかけるおそれのある動物を飼育すること。
- (8) 当該施設の全部または一部の模様替えまたは造作を行うこと。
- (9) その他公序良俗に反する行為

(利用に伴う費用負担)

第6条 利用者は、当該施設に損害を与えたときは、利用期間の終了までに自己の費用負担により利用開始時の状態を回復しなければならない。

(利用者の報告義務)

第7条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、アントレネスト+R 運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員長にその旨を報告しなければならない。

- (1) 連続して2週間以上当該施設の利用を停止するとき。
- (2) 住所または氏名を変更したとき。
- (3) 滞納処分、強制執行、差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあったとき。
- (4) 破産または再生手続の開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。
- (5) 支払停止の状態に陥ったとき。
- (6) 理由の如何を問わず、当該施設を汚損、破損または滅失したとき。

(物品の持込および撤去)

第8条 利用者は、事業に使用する物品等は、本大学または中小機構の指示に従って持ち込み、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 利用者は、当該施設の利用を終了するときは、前項により持ち込んだ物品等を責任を持って処分または撤去しなければならない。

(事故等)

第9条 事故または災害が生じた場合は、利用者が責任をもって対処するとともに、速やかに本大学および中小機構へ連絡しなければならない。

(賠償責任)

第10条 利用者は、故意または過失によって立命館大学 BKC インキュベータまたは隣接する施設、設備もしくは物品に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、第6条により回復措置を講じた場合はこの限りではない。

(利用の停止)

第11条 この規則に定める事項に違反した場合、本大学へ提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、または、当該施設の運営に支障をきたすと本大学が判断した場合は、当該施設の利用停止等の措置を行うことがある。

2 前項の場合、利用者は本大学の指示に従わなければならない。

(鍵の返却)

第12条 利用者は、利用期間の終了または利用の停止のときは、速やかにセキュリティーカードの返却を行わなければならない。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、運営委員会が行う。

附 則

この規則は、2012年8月1日から施行する。